

# 民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20  
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240  
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税  
インボイス  
中止

## 11月17日 四万十町岩井事務所 インボイス制度学習会

11月17日(木) 四万十町岩井事務所にて行われたインボイス学習

に4名が参加しました。内3名が二度目の参加。複雑な制度への関心の高さはどうしていったらいいの

かという不安が感じ取れました。講師は入江県連事務局長で、いつもはプロジェクターを使っ

ての学習会ですが、今回は参加二度目の会員がメインだったこともあり、資料【消費税インボイス制度の導入による事業者への影響について】を見

合わせながら進めていきました。参加者からは

・インボイス登録必ずしないといけないのでは?

・申請したらどれくらいでおりる?

・登録は必ず令和5年10月1日に間に合うようにしなければいけない?  
・来年(R5年)は売上げの関係で消費税払わなくて済むが、インボイスを申請したら必ず払わないといけなくなる?



・町から仕事を請負っているがどうなる?

などと質問が止まることなく飛び交いました。

質問に答えながら

・インボイスの経過処置期間

・登録申請の仕方、取り消し、2年縛り

・地方自治体(市町村)との関係(一般会計・特別会計)と対応の違い  
取引先別での対応の違い...などの

説明と本則課税事業者の場合、インボイス登録をしたら、取引先にも影響が出てくる。インボイス登録事業者なのかどうか知る必要があるということや取引先が免税事業者やインボイス登録していない場合、独占禁止法違反へ優越的地位の乱用になる恐れがあるので慎重に検討しなければならぬことを伝えました。

会員さんが言うには「周り人に制度のことを聞いても知らない、皆わからない」との事。

インボイス制度はまだまだ周知されておらず、行政の対応も遅れているのが現状です。

自分には関係ない、とっていても取引先や友人知人に影響が出てくる場合があります。

皆で学習し周りに教えてあげましょう。

今の状況で制度が実施されれば、必ず混乱します。

全商連・民商は制度の実施延期・中止に向けて署名活動を進めていますので、ご協力お願いいたします。

# インボイス制度の 実施延期・中止を!!